

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 垣内 永次
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都(075)414-7111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 河原 林 正
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都(075)414-7111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 河原 林 正
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社九段事業所 (東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第73回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当は当社普通株式1株につき金3円とする。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的とし、平成26年10月1日(予定)付で、半導体機器事業および計測機器事業を株式会社SOKUDOに、FPD機器事業およびその他装置関連事業をスクリーンFE分割準備株式会社に、メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業をスクリーンMP分割準備株式会社に、製造支援および製造請負業務をスクリーン製造分割準備株式会社に、シェアードサービス業務をスクリーンビジネスサービス分割準備株式会社にそれぞれ吸収分割の方法により承継させることとする。

第3号議案 定款一部変更の件

持株会社への移行に伴い、商号および事業内容を変更するため、定款の第1条(商号)および第2条(目的)について所要の変更および一部追加を行い、平成26年10月1日付で効力が生じる旨の附則を設けるほか、字句の修正を行う。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、石田 明、橋本正博、垣内永次、南島 新、沖 勝登志、灘原壮一、近藤洋一、立石義雄、村山昇作および齋藤 茂を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、西川健三郎を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、豊部克之を選任する。

第7号議案 大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)承認の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的とした「大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	163,645個	12,508個	254個	可決(91.1%)
第2号議案	175,782個	371個	254個	可決(97.9%)
第3号議案	175,855個	298個	254個	可決(97.9%)
第4号議案				
石田 明	172,432個	92個	254個	可決(96.0%)
橋本正博	174,487個	86個	279個	可決(97.1%)
垣内永次	173,930個	77個	254個	可決(96.8%)
南島 新	174,524個	75個	279個	可決(97.2%)
沖勝登志	174,477個	86個	279個	可決(97.1%)
灘原壮一	173,914個	79個	279個	可決(96.8%)
近藤洋一	173,878個	87個	279個	可決(96.8%)
立石義雄	174,270個	81個	254個	可決(97.0%)
村山昇作	174,878個	92個	254個	可決(97.4%)
齋藤 茂	175,090個	82個	254個	可決(97.5%)
第5号議案	127,736個	48,417個	254個	可決(71.1%)

第6号議案	123,635個	52,518個	254個	可決(68.8%)
第7号議案	115,584個	60,568個	254個	可決(64.3%)

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第4号議案、第5号議案および第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上